

令和4年第5回(定例会)
厚真町教育委員会会議録

1 開会

令和4年3月28日(月)15時00分

2 閉会

令和4年3月28日(木)17時05分

3 出席委員の氏名

遠藤秀明 長門茂明 池川徹 金光えり 日西大介

4 委員及び傍聴人以外の会議出席者氏名

生涯学習課課長 加藤 克彦

生涯学習課参事 宮下 桂

生涯学習課参事 作田 和彦

生涯学習課学校教育グループ主幹 中村 真吾

5 会議録署名委員の指名

(長 門 茂 明)

(池 川 徹)

6 教育長報告

(1) 行事参加の動向

(2) 第1回厚真町議会定例会 3月8日～16日

・令和3年度補正予算について

・予算審査特別委員会質問内容について

(3) 厚真町いじめ問題対策連絡協議会の開催状況と本町における

いじめの状況について

【質疑なし】

7 所管報告

学校教育グループ

(1) 3月校長会議・教頭会議について

【質疑】

池川委員 : 先ほど教頭会の報告で適応指導教室の話が出ていたが、中央小の卒業生で、厚真中学校に籍を置きつつ町外の適応指導教室に通うという子がいるという話を聞いているが、状況によっては厚真中に復帰することがあるということか？

宮下参事 : 個別のケースであり予定なので正確な情報は把握していないが、そのようなやり方も可能であると思われる。

通常適応指導教室が、教科書を供与することはないので、どこかの学校に身を置いて所属学校から教科書供与を受け、その教科書を使いながら学習することになる。

長門委員 : 現在町内で開設を検討している適応指導教室は学校外の施設で実施するということか？

宮下参事 : そのとおりである。学校そのものに足が向かなくなっている子もいる中で、学校で開設しても行けないケースも考えられる。学校外に開設されることが主流である。

現在検討しているのは、民間施設と連携し平日の午前中を中心に開設し、学習道具を持って来てその子のペースで学習を進め、スタッフがそれを支援していく、また必要に応じてカウンセリングなどもその場で行えるようにしていくことも検討している。

教育長 : 不登校傾向の児童生徒が増えている中、厚真町でどのような形でスタートできるのか私からも指示をしていることところで関

係予算の措置について町長にも理解をもらえるようお話している。町長からも前向きな返答をもらっているので準備を進めていき、詳細が固まり次第あらためて情報共有させていただく。

池川委員 : 対象となりうる家庭の声は把握しているのか？

宮下参事 : 現段階で把握していない。まずは選択肢を増やすことが重要であると考えている。

池川委員 : 町内の子が町外のそのような場を求めていくこともあるだろうが、逆に町外から本町の適応指導教育に通いたい子がいた場合は受け入れるのか？

宮下参事 : 現段階では実際にどれだけの利用につながられるか未知数であるので、そこまでの想定はできていないが、こちらがどれくらいの体制を整えられるかによって町外の子を受け入れることも将来的には不可能ではないものとする。しかし、まずは現にいる本町の不登校児童生徒に対し、新しい選択肢を提供することが最優先と考えている。

池川委員 : 町内の就労支援事業所で、新たな居場所として作ったはいいがなかなか条件が整わずに利用者が少なく想定したようにはいかなかったという事例があるが、開設したはいいが誰も利用しなかったという場合は受託事業者も困るのではないのか？

宮下参事 : 本件については、利用実績をつくることが目的ではない。現に学校にも家庭にも安心できる居場所がなく、そうしたことが一因で学校に足が向かなくなっている子が複数いて、学校と家庭の連携だけでは対応の限界を迎えているという事実がある。まずは受け皿となる場所を町内に整備することが目標である。利用してもらうためにはケース会議の場で関係機関の共通理解の下適応指導教室につながるような丁寧な対応がもとめられるのでそのような体制も同時に構築していく。

就労支援施設の事例では、利用対象者の障がいに関係しているため、環境の変化が事業の成否を大きく左右するが、不登校児童生徒の場合は、既存の環境になじめていないので、むしろ安心できる新たな環境を用意することが求められる。そのような居場所づくりをしていけば利用につながるものと考える。

池川委員 : 本件を民間に委託した場合、利用するかしないかは利用者側の自由であるので、仮に利用者がいなくても委託料は支払わなければならないということか。

宮下参事 : 仮に事業委託した場合、利用が無くても開設している以上は最小限の経費は掛かるので、それに見合う委託料は発生することが想定される。もちろん受託事業者のスタッフにもケース会議の段階から参画してもらうことが必要であるし、保護者とも連携を深めながらできるだけ利用しやすい環境を整えていくことも必要である。近隣では利用実績がかなりある場所もあるのでそうした先進事例も参考にさせていただく予定である。現に本町のケース会議に参画いただいているスクールソーシャルワーカーからも適応指導教室を開設するよう助言をいただいていることころであり開設して利用者がゼロということにならないよう努力していく。学校からも開設を求める声は出ている。

池川委員 : アンケートなどで利用対象者のニーズを直接確認せずに開設に向けた動きをしても良いものか？ 予算を伴う以上利用者ゼロでは説明がつかないのでは？

宮下参事 : スクールソーシャルワーカーや学校から適応指導教室の開設に期待する声が寄せられている状況で、開設したが利用者はゼロという事態は考えにくい。しかし、利用にあたっては保護者との連携は不可欠なので利用対象者の声をどのように把握することも含めて検討はしていく。

不登校児童生徒や保護者に対し、既存の体制ではアプローチに手詰まり感がある中、新しい選択肢をまず提示することが求められる。ニーズを探ってから開設するということも考えられるが、選択肢を示して利用につなげるというアプローチもケースによっては必要である。現実的にはほとんどの場合、ケース会議から利用につなげていくというアプローチになるものと想定されるので、やはり体制を整備することが最優先である。状況は切実なので、検討を重ねていきたい。

8 議案

議案第1号 教育長の営利企業等の十字制限に関する規則等の一部改正について

【質疑なし】

【原案どおり決定】

議案第2号 厚真町教育研究所の設置に関する条例施行規則の一部改正について

【質疑】

金光委員 : 追加される特別支援教育部会長は教員ということによろしいか？

宮下参事 : そのとおりである。

【原案どおり決定】

議案第3号 厚真町要保護及び準要保護児童生徒就学援助要項の一部改正について

【質疑なし】

【原案どおり決定】

議案第 4 号 厚真町教職員教育活動補助金交付要綱の一部改正について

【質疑なし】

【原案どおり決定】

議案第 5 号 厚真町小中高生徒指導連絡会議設置要綱の制定について

【質疑なし】

【原案どおり決定】

議案第 6 号 厚真町地域おこし協力隊・スポーツ振興支援員設置要綱の
制定について

【質疑なし】

【原案どおり決定】

議案第 7 号 教育委員会事務局職員の人事について

【質疑なし】

【原案どおり決定】

議案第 8 号 厚真町中学校部活動指導員設置要綱の制定について

【質 疑】

金光委員 : 議会でも質問があったと思うが、今後学校として必要だとい
う声が上がった場合は、予算の範囲で会計年度任用職員とし
て任命するということか。

宮下参事 : すでに本要綱が成立されれば、すぐにでも任用できる該当者
はいるが。今後現場のニーズと相応できる人材のマッチング
が叶えば、増えていくことも想定される。

池川委員 : 今学校に部活が無い競技でも生徒がやりたい競技があったら
新たに部活として立ち上げてそこにこの部活動指導員を充
てるということもできるのか？

宮下参事 : 学校が部活動と認めるかどうかは各学校の判断によるが、部活動として認められるには学校が定めたさまざまな要件を満たす必要がある。今の状況で新しい部活動が認められることは現実的には難しいと思われる。あくまで学校で部活として認められた活動に対し適切な指導人材がいれば指導員として任命することになる。

池川委員 : そこが変わらないと生徒たちがやりたいことを部活でやれるようにはならないのではないか？

宮下参事 : 今回の制度は部活動の地域以降に向けた様々な取り組みの一つである。学校が大部分を担っている今の部活動が将来永続していくことはなく、今後は地域が部活動の担い手になっていくことが想定されている。この部活動の地域移行は国としても方向性を示しており、今後この流れは一層加速していくことが予想される。今後は学校が部活動を新たに作るということにはなりにくく、ニーズのある競技等に対してどのように実施できる環境を整えていくのかを学校だけが考えるのではなく地域も一緒に作っていくということになるかと思う。

金光委員 : 部活指導員は学校単位の配置となるのか？両校共通の指導員という考え方もあるのか？

宮下参事 : その種目によって対応は異なる。両校ともに人数の多いバドミントンなどでは両校共通指導者が1箇所指導するというわけにはいかない面もあるだろうし、陸上競技のように共通の指導者が両校の生徒を指導するという体制をとれる競技もある。

教育長 : どうしたら子どもたちがスポーツや文化活動により親しめるようになるのか？これまで通りのやり方のままで維持しようとすることは無理が出てきている。今のままの環境では難

しくなる一方なので、環境を見直す時期に来ていることは確かである。

日西委員 : スポーツだけでなく吹奏楽のような文科系の活動についても同じことがいえるのか？

宮下参事 : そのとおりである。

【原案どおり決定】

9 その他

(1) 転入教職員辞令交付伝達式・歓迎式

- ・ 4月5日(火) 総合福祉センター大集会室
辞令交付伝達式 午後3時00分
歓迎式 午後3時15分

10 次回委員会の開催日程

- ・ 4月28日(木) 午後2時30分

11 閉会